

労働者派遣・職業紹介・請負に関する オンラインセミナーのご案内

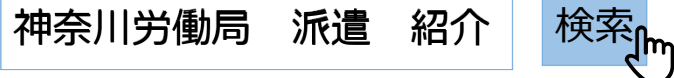
神奈川県労働局では、労働者派遣・職業紹介・請負の各事業の適正な運営のために事業主及び担当者向けにZOOMによるオンラインセミナーを開催いたします。ぜひ、この機会をご活用ください。



日時 内容 対象

- ▶ **詳細は裏面の一覧をご覧ください。**
時間はすべて午前の回10:00～、午後の回14:00～です。
どなたでもご参加いただけますが主な対象者を確認の上お申し込みください。

申込

- ▶ **申込方法**
神奈川県労働局ホームページの「参加申込み入力フォーム」からお申込みください。
A screenshot of a search bar on a website. The text "神奈川県 派遣 紹介" is entered into the search field, and a blue "検索" (Search) button is highlighted with a mouse cursor.

(神奈川県労働局トップページ > 労働者派遣、有料・無料職業紹介【需給調整事業課】 > オンラインセミナー参加申し込みフォーム)
- ▶ **申込期限**
各セミナー開催日の5営業日前まで
(ただし定員に達し次第締め切ります)

その他

- ▶ 申込にあたっては、「オンラインセミナー利用規約」への同意が必要です。
- ▶ Web会議システム「ZOOM」を使用しますので、ZOOMアプリのインストール等の準備をお願いします。当課ではアプリのインストールに関すること、通信機器・環境の不具合等についての対応はできませんのであらかじめご了承ください。
- ▶ 申込受付後、メールにて参加に必要なURL等をご案内いたします（自動返信メール）。迷惑メール等の受信拒否設定を行っている場合は、「14kn-jukyuu_sm@mhlw.go.jp」から送信されるメールを受信できるように事前に設定をお願いします。
- ▶ セミナーの参加は無料ですが、通信費は参加者のご負担となります。タブレットやスマートフォン等の場合は、データ通信量が多くなる場合がありますのでご注意ください。

お問合せ

- ▶ **神奈川県労働局 職業安定部 需給調整事業課**
TEL:045-650-2810

日時・内容

時間はすべて午前の回10:00～、午後の回14:00～（コース番号⑤、⑥については約90分、その他は約60分）です。

複数のコースの参加をご希望の場合はコース毎にお申込み下さい。

コース番号	種類	主な対象	内容	開催日時	
①-1	派遣労働者の 同一労働・同一 賃金 労使協定セミナー (入門)	・初めて作成する方 ・基礎から学びたい方 ・見直しや自主点検 する方も	・過半数代表者の選出方法 ・労使協定の作成方法 (定める事項及び締結まで の流れ) ・労使協定の周知方法	R7.1.23 (木)	AM
①-2					PM
①-3				R7.1.24 (金)	AM
①-4					PM
②-1	派遣労働者の 同一労働・同一 賃金 労使協定セミナー (作成実務)	・作成実務担当者	・令和7年度に適用する通達 について ・よくある間違いと注意点	R7.1.27 (月)	AM
②-2					PM
②-3				R7.1.28 (火)	AM
②-4					PM
③-1	請負担当者 セミナー	・注文主・請負業者	・適正な請負を行うために留意 いただく点等	R7.2.3 (月)	AM
③-2					PM
③-3				R7.2.4 (火)	AM
③-4					PM
④-1	派遣先責任者 セミナー	・派遣先責任者	・派遣先が知っておかなけれ ばいけないこと ・派遣先がやらなくてはいいけ ないこと	R7.2.5 (水)	AM
④-2					PM
④-3				R7.2.6 (木)	AM
④-4					PM
⑤-1	職業紹介責任者 セミナー	・職業紹介責任者	・適正な事業運営のために留意 いただく点等 ・令和6年4月1日施行 改正 職業安定法施行規則につい て ・事業報告書の書き方	R7.2.12 (水)	AM
⑤-2					PM
⑤-3				R7.2.13 (木)	AM
⑤-4					PM
⑥-1	派遣元担当者 セミナー (入門者編)	・初めて派遣業務に携 わる方	・労働者派遣の基本的な流 れと書類の整備、派遣労働 者への説明義務について ・事業報告書の書き方	R7.2.17 (月)	AM
⑥-2				R7.2.18 (火)	PM
⑥-3				R7.2.19 (水)	AM
⑥-4				R7.2.20 (木)	PM
⑦-1	派遣元担当者 セミナー (実務者編)	・すでに派遣事業に携 わっている方	・労働契約申込みみなし制 度や専ら派遣等、実務者とし て注意すべき事項について	R7.2.17 (月)	PM
⑦-2				R7.2.18 (火)	AM
⑦-3				R7.2.19 (水)	PM
⑦-4				R7.2.20 (木)	AM